

## 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	規制改革推進3か年計画（再改定）の着実な実施
<b>15年度重点施策</b>	金融市場の活性化、金融機関の経営効率の向上等に向けた各種規制の見直し
<b>参考指標</b>	規制改革推進3か年計画（再改定）の進捗状況

## 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	金融機関の企業活動が活発に行われていること
<b>重点目標</b>	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

## 3．政策の内容

政府は、経済活性化による持続的な経済成長の達成、透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、多様な選択肢の確保された国民生活の実現、国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に達成するために、積極的かつ抜本的な規制改革を構造改革の重要な柱として推進することとしています。

具体的には、平成15年3月28日に「規制改革推進3か年計画（再改定）」を取りまとめ、そこで盛り込まれた平成13年度から平成15年度までの3か年にわたって取り組むべき規制改革の検討項目について、その着実かつ速やかな実現を図ってきています。

## 4．現状分析及び外的要因

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」等を踏まえ、「規制改革推進3か年計画」の策定、毎年の改定及びフォローアップに取り組んできたところです。

当庁関連では、「貯蓄から投資へ」という金融・証券市場の構造変化並びに「事前規制から事後監視へ」という監督行政の在り方のパラダイム転換も踏まえ、「規制改革推進3か年計画」に盛り込まれた114件の検討項目のうち、平成13年度と平成14年度で54件について法律改正を含めた措置を講じました。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

当庁では、我が国の金融・資本市場が国際競争力を備えた市場として再生することを目指した日本版ビッグバンの進展を踏まえた上で、銀行・協同組織金融機関・証券・保険などの各金融分野について規制改革に取り組んでおり、平成 15 事務年度においても、以下のとおり更なる規制改革に向けた取組みを推進したところです。

「規制改革推進 3 か年計画」の着実な実施

金融分野の重点事項である 顧客等の利便性の向上、 金融市場の活性化、 金融機関の経営効率の向上等、 国際的整合性の確保等を図るため、引き続き同計画に沿った規制改革を着実に推進しました。

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」の策定（16 年 3 月 19 日閣議決定）

平成 16 年度から 18 年度までの 3 か年で実施すべき規制改革の具体的な検討項目を、以下の閣議報告等の内容を踏まえて盛り込みました。

ア. 「全国規模の規制改革要望への対応方針の取りまとめ」(平成 15 年 9 月 19 日及び平成 16 年 2 月 27 日閣議報告)

イ. 「規制改革の推進に関する第 3 次答申の取りまとめ」(平成 15 年 12 月 22 日公表)

### (2) 評価

当庁関連の規制改革の検討項目については、平成 15 事務年度においても着実に措置を講じるとともに、未だ措置を講じていない項目に関しては、上記の 3 か年計画の中で今後の実施時期を明示したところです。

こうした取組みにより、顧客の利便性の向上等が図られると同時に、金融機関が自らの判断に基づき効率的な企業活動を行うことにも貢献したものと考えます。具体的には以下のとおりです。

「規制改革推進 3 か年計画」の着実な実施

当庁関連項目について、以下の通り措置または実施時期を明示し、規制改革を着実に推進しました。

当庁関連項目数	14 年度までに措置	15 年度に措置	今後の実施時期を明示
114 件	54 件	16 件	44 件

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（16 年 3 月 19 日閣議決定）

平成 16 年度から 18 年度までの 3 か年で実施すべき規制改革の検討項目を確定することにより、その着実かつ速やかな実現を図ることとしており、16 年度中に措置予定の主な項目としては、以下のものが挙げられています。

主な規制改革事項	実施予定時期
・銀行代理店における資本関係規制等の見直し	16年度中に措置
・銀行による保険商品の販売規制の更なる緩和	16年度結論を踏まえ措置
・英語での開示書類の提出の容認	16年度中に措置
・「投資サービス法（証券）」（資本市場分野を横断的にカバーできる投資者保護法制）の構築	逐次検討・結論

## **6．今後の課題**

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に記載された各項目について、明示した実施予定時期までに必要な措置を講じるとともに、構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援措置の提案も考慮しながら規制改革を進める必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組み（規制改革・民間開放に向けた取組み）の有効性を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果の把握方法〕

- ・ 政策効果は、規制改革事項の進捗状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規制改革事項の進捗状況

## **10．担当部局**

総務企画局総務課管理室、政策課、企画課  
 監督局総務課